

				文書分類番号	
文書番号	第138号	浄書者印	照合者印	施行 年 月 日 印	
起案：29年 6月 8日		決裁： 年 月 日		施行上の注意	起案者印
処理期限：29年 6月 8日		決裁区分：			
件 名	平成29年度 中小企業大学校受講料補助制度のお知らせ（通知）				
会 長	局 長	係			
(あて先名) 会員各位					
別紙のとおり実施したいので、別紙通知を発信してよろしいでしょうか。					

平成29年6月8日

商工会員 各位

阿智村商工会 会長 藤倉 陽太郎
同 製造業・建設業部会 部会長 櫻井 三也

人材育成制度「中小企業大学校受講料補助制度」のお知らせ

日頃は、当会の事業推進にあたりご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当会では人材育成を重点事業の一つに掲げておりますが、その一環として標記の補助制度を下記のとおり実施することになりました。

内容は、貴事業所の従業員や管理者・経営者の方々が経済産業省管轄の独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業大学校」で実施される中小企業向け各種研修を受講される受講料を補助するものです。

ぜひこの機会に当制度を活用し、貴事業所の明日を担う人材の育成を図られますようご案内申し上げます。

記

1、中小企業大学校受講料補助制度の内容

(1) 対象となる研修

平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に実施される経済産業省管轄の独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業大学校」の中小企業向け各種研修 ※4月1日に遡って適用となります

(2) 対象者：阿智村商工会の会員事業所の従業員、管理者、経営者等

(3) 補助内容：対象者が対象となる研修を受講した場合に受講料を3万円上限として補助

例えば、会員事業所のA従業員が平成27年度中に中小企業大学校の「経営における特許戦略 27,000円」と「ムダをなくす在庫管理の進め方 24,000円」の2講座を受講された場合は、合計51,000円の受講料のうち補助上限の30,000円を補助します。「ムダをなくす在庫管理の進め方 24,000円」だけなら24,000円を補助します。

(4) 補助を受けるための手続き

当会所定の「中小企業大学校受講料補助申請書」に、貴会員事業所が「中小企業大学校」に振り込んだ受講料の振込依頼書の写し、または、「中小企業大学校」が発行した受講料の領収書の写しを添付して平成30年3月15日までに阿智村商工会に申請して下さい。

平成30年3月31日が平成30年度の会計締切日の関係上、期日厳守でお願いします。

その他ご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

事務局：阿智村商工会 担当：今井 電話：0265-43-2241
携帯：090-8032-0848
ファックス：0265-43-2252
メール：imai@achimura.com